

小建管河占第 25-02-00741 号  
令和 8年 1月21日

小山町菅沼531-1

善養寺 薫 様

駿東郡小山町長 込山 正秀



普通河川占用許可書

令和 8年 1月16日付けで申請のあった普通河川の占用について、下記条件を付して許可します。

記

占用目的	家庭用雑排水の放流	
占用場所	河川の名称	普通河川
	場所	小山町小山字丸山747-6
占用物件	名称・規模・構造等	数量
	管線類（外径50cm未満）	0.2m
占用の期間	令和 8年 1月21日から 令和10年 3月31日まで	
占用料金	年 額 0 円	（初 年 度 0 円）
許可の条件	<ol style="list-style-type: none"><li>河川占有者は、河川法、同法施行令その他関係法令の規定並びに次の各条項を遵守すること。</li><li>河川の占用のため工事に着手しようとする場合には、あらかじめ町長に届け出て必要な指示を受けて施工し、工事が完了した場合には、速やかに町長へ届け出ること。</li><li>町が管理上又はその他公共事業のため必要と認める場合には、許可を取消し、占用物件の撤去又は移設を河川占有者の負担において行うよう命ずることがある。</li><li>河川占有者は、次に掲げる事項に該当する場合には町長に届け出ること。<ol style="list-style-type: none"><li>相続又は法人の合併により河川占有者の地位を承継したとき。</li><li>法人である河川占有者の代表者を変更したとき。</li><li>河川占有者の住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。</li><li>占用工事の施工を中止、又は期間を短縮しようとするとき。</li><li>占用の廃止又は河川管理者の命令等により、河川を原状に回復したとき。</li><li>その他町長が必要と認めるとき。</li></ol></li><li>許可書に記載されている内容又は許可条件に違反した場合には、許可を取消し、河川を原状に回復させることがある。</li><li>河川の占用により第三者に損害を与え、又は紛争を生じた場合には、河川占有者の責任において損害を賠償、又は紛争を解決すること。</li><li>河川占有者は、河川の占用の許可によって生じた権利義務を譲渡や、貸与、担保に供してはならない。又、占用物件を他人に使用、若しくは管理をさせてはならない。</li><li>河川の占用の期間の満了後、引き続き当該河川を占用しようとする場合には河川の占用の期間の満了する日までに町長に許可を受けること。河川占用更新許可書は自動的に継続するものとする。</li><li>その他この許可に係る行為及び土地占用の細部については町長の指示に従うこと。</li></ol>	

許 可 申 請 書

令和 8 年 1 月 16 日

小山町長 様

申請者 住所 小山町菅沼 531-1

氏名 善養寺 薫

電話番号 090-6574-1707

別紙のとおり小山町普通河川条例第 4 条第 1 項の許可を申請します。



(乙の2)

(土地の占用)

1 河川の名称

普通河川

2 占用の目的及び態様

家庭用雑排水の放流

3 占用の場所

小山町小山字丸山 747-6

4 占用面積

L=0.20m

5 占用の期間

許可日から

(乙の4)

(工作物の新築、改築、除却)

1 河川の名称

普通河川

2 目的

家庭用雑排水の放流

3 場所

小山町小山字丸山」747-6

4 工作物の名称又は種類

排水管

5 工作物の構造又は能力

塩ビ管φ150

6 工事の実施方法

請負又は直営

7 工期

令和8年 3月 1日から令和8年 10月 31日まで 内7日間

8 占用面積

L=0.20m

9 占用の期間

許可日から



工種:河川占用  
日付:令和8年1月7日  
着手前



工種:河川占用  
日付:令和8年1月7日  
着手前



工種:河川占用  
日付:令和8年1月7日  
着手前



工種:河川占用  
日付:令和8年1月7日  
着手前

